

1 第1 乙の罪責

2 1. 乙は、住居権者であるVの意思に反して、V宅に侵入し
3 ている。これにつき、住居侵入罪(刑法(以下略)130条前段)が成立
4 する。同罪については、以降に述べられるように甲・丙の共謀共同正
5 犯(60条)となる。

6 2. 乙がVに対して、顔面を蹴回蹴り、右ふくらはぎを刺し、
7 金庫内にある500万円を持ち去った行為に強盗致死罪(240条)
8 が成立するか。

9 (1) まず、本件では、「怪我をしにくければ本宅のここを言え」とVに
10 対し言っており、これは善悪の告知として、乙は「脅迫」をしていた。
11 また、乙はVに対して上記行為に及んでおり、「暴行」をもしていた。
12 乙は、上記暴行・脅迫は、乙がVに対してする財物の奪取に
13 向けられたものである。Vは強い恐怖心を抱いたに至っている
14 ことから、相手方の反抗を抑圧するものである。この結果、乙は
15 金庫内の500万円を得るに至っており、「強取しし」といえる。乙は
16 領得の意思については、金銭を奪取する目的である以上、認め
17 られる。

18 (2) また、~~乙~~乙は乙の行為により死に至っている。これにつき、因果関
19 係が認められるかが問題となる。

20 乙がVの顔面を蹴回蹴りという行為は、人の要害部である
21 頭に対して行われる攻撃であり、同行為が内在していた危険が
22 Vの死として現実化しているといえる。

23 したがって、因果関係も認められる。

第

問

(3) それ、乙はVを死に至らしめたいが、同罪は結果的加重犯
であり、基本行為たる強盗の故意で足りる。したがって、同罪の故
意(お茶1項)も認められる。

(4) 以上より、乙の上記行為には、強盗致死罪が成立する。

それ、同罪については、以降で述べたように、甲との共同正犯、
丙は強盗罪を限度に共同正犯となる。

3. 罪数

乙には、住居侵入罪と強盗致死罪が成立し、常連犯(54条
後段)となる。

第2 丙の罪責

1. 丙には、乙に成立する強盗致死罪につき共同正犯となるか。

(1) ここで、共同正犯の処罰根拠は、各相互利用補充関係に基
き互いに因果性を及ぼし合って、犯罪を惹起した点にある。

^{そのため}
~~その~~ 実行行為については、共犯者の一人が実行行為に着手すれば
足りると解される。

それ、~~本~~共同正犯の成立要件については、①共謀(意思連絡、正犯
意思)、②①に基づく実行行為であるとする。

(2) 本件では、①乙と丙は、V車において「手配します」と丙が
言っただけで意思連絡があった。また、乙は丙に対して「十分分り割
り合います」と言っており、^丙乙もこれを了解していたことが、丙には
正犯意思も認められる。

したがって、乙と丙には現場共謀が成立していた。

それ②乙と丙は金庫内にあった500万円を強取するといつ美

第

問

行行為を行っている。

(3) ところで、丙は乙がVに対して行った殴打行為、利傷行為の後に犯行にかかっているため、上記結果発生については、実行行為に着手しているとは言えないのが原則である。

しかし、後に犯行にかかっている者においても、自己の犯罪遂行の意思のもとこれに及び、既発生の結果を利用するものである場合には、承継的共同正犯として、既発生の結果についても実行への着手が認められるであろう。

本件では、丙は、乙がVが身動きがこれないことを聞かされて、これをもとに金庫内の500万円を奪取する行為に及んでいた。そのうえで、丙は同結果認識のもと犯罪遂行に及んでいたといえる。また、Vが自由に身動きがこれて、拮抗も抑圧もこれといはなければ、丙は容易には500万円を奪取することはできはかたしいといえる。したがって、既発生の結果を利用しているともいえる。

よって、丙については、強盗罪の範囲で共謀が成立し、これへの実行に着手している。

(4) 以上より、丙には乙と強盗罪を限度に共同正犯が成立する一方、甲との関係においては、乙を介して順次共謀が成立しているとして、甲の共同正犯も成立する。

2. また、若丙がV宅に「侵入」した行為については、乙の共謀成立前であるため、住居侵入罪が専ら犯して成立する。

3. 罪数

丙には、住居侵入罪と強盗罪が成立し、牽連犯となる。

第3. 甲の罪責

1. 甲は、乙について成立する強盗致死罪について共同正犯となるか。~~前記~~と同じ基準で判断する。

(1) 是。事件において甲は暴力団組織の組長という立場にあり、乙に対して、「Vを脅迫のためのナイフなど必要な物を買って準備しろ。」と告げていた。また、乙に対して、^乙甲は承諾をしておき、甲と乙の間には意思連絡があった。

さらに、甲は組長という立場にある以上、組員である乙をして自己又は組織のために犯行に及ぼせしめることができる。また、ナイフ等を調達するための資金を乙に渡しており、重要な役割も果たしている。

したがって、甲と乙には共謀が成立している。

(2) 是。②乙が上記共謀に基づき、実行行為に及んだこと。

~~また、甲は同罪にかかっても~~ 乙はVを死に至らしめるが、同罪は結果的過重犯であることから、基本行為たる強盗につき共謀が成立していれば、同罪につきも共謀の射程は及ぶと解することができる。

(3) 以上より、甲には、~~乙の共謀~~強盗致死罪についての共謀共同正犯が成立する要件を充足する。また、乙について成立する住居侵入罪につきも同様である。

2. また、甲は乙に対して、乙がVをに入る前に「犯行を中止しろ。」と言っていることから、この時点において共犯、離脱が

あったとは言えないか。

(1) 前述で述べた共犯の処罰根拠をもとに、甲が共犯者の一方に与えた心理的因果性、物理的因果性が遮断されているといえるかどうかを判断する。

(2) 本件では、乙は甲に対して、「分りました。」という返事をしている以上、甲が受け取る言葉的には心理的因果性は遮断される状況にあった。しかし、乙は甲から調達された資金をもとに購入したサイフを用いて犯行に及んだ。また、甲は租界という地位にありながら、実際には、乙の犯行を中止させるには至る行動を採ることができていない。そうだとすると、物理的因果性については遮断されていないといえる。

(3) したがって、甲について共犯の離脱は認められない。

3. 罪数

甲には住居侵入罪と強盗致死罪が成立し、常犯としての第4丁の罪責

1. Jは、V宅において、金品の窃取目的でVの意思に反して侵入し（お）、これに住居侵入罪が成立する。

2. さらに、Jは、本件キャッシュカードというVの「他人の財物」について、Vの意思に反して自己の占有へと移し（お）、これに、「窃取」が認められる。財物の占有移転時においては、Jは不法領得の意思も認められる。

したがって、Jは上記事実について認識していたとして「故意」も認められる以上、窃盗罪が成立する。

3. それ以外、JがVに対し、キャッシュカードの番子を聞き出した
の脅迫し行為につき、強盗利得罪(236条1項)が成立し
いか。

(1) ここで、キャッシュカードの番子が~~だけ~~^ては財産性を有しな
い。キャッシュカードと同時に有している場合においては、これと同時
に利用するに依り、銀行本館内の現金を引き出し得る
地位を有するようになる。そうすると、キャッシュカード番子
も、同カードと同時に利用する関係においては、^産財産性を有
するようになる。

(2) したがって、Jは、Vがキャッシュカードの番子を聞き出した
ことから、「財産上不法の利益」を得ていたといえる。

(3) それで、JはVをよみつけはかばか、キャッシュカードの暗
証番子を教えるように、自らしており、「脅迫」をしいたといえる。
そして、同脅迫において、Vは強い恐怖心を抱いており、
これは相手方の反抗を抑圧するものであった。

したがって、Jの上記行為には強盗利得罪が成立する。

4. 次に、JがX銀行Y支店において、V~~が~~^のキャッシュカ
ードを用いて、現金を引き出す行為は、Y支店長の意思
に反する立ち入りとして、「侵入」に当る。

したがって、同行為につき、建造物侵入罪が成立する。

5. それで、ATMからJはVの現金を引き出すに至っている。
これについては、ATMは機械である以上、錯誤には陥らない
ことから詐欺罪(246条1項)は成立し得ない。また、Vの意思

第

問

1
2
3
4
に反して、引き出しに現金の占有を移す以上、「窃取」には該当する。
したがって、本件においては、不法領得の意思と故意が認められる以上、丁の上記行為には窃盗罪が成立する。

6. 罪数

5
6
7
8
9
丁には、住居侵入罪、^{キャッシュカードによる}窃盗罪が成立し牽連犯となる。
また、キャッシュカードの番号を得たことについての強盗利得罪について、住居侵入罪は牽連犯となる。また、これらは、
かたがいのほうに一罪と評価される。

10
11
12
一方、Y支店への建造物侵入罪とATMからの窃盗罪とは、牽連犯となる。そして、上記一罪との関係においては、併合罪(特殊前段)となる。

以上

第
問